

1 開催日 平成 27 年 7 月 24 日（金）

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 49 号 高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について

日程第 3 市教委第 50 号 平成 28 年度使用高等学校用教科書の採択について

日程第 4 市教委第 51 号 平成 28 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第 9 条の規定に基づく一般図書の採択について

日程第 5 市教委第 52 号 平成 28 年度使用高知地区中学校教科用図書（学校教育法附則第 9 条の規定の基づく一般図書を除く）の採択について

4 報告

○高知市立小・中学校の今後の在り方に関する検討委員会委員の委嘱について

○高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校選定審査会について

○高知市こども科学館（仮称）名称候補選定委員会委員の委嘱について

○新図書館等複合施設の整備について

5 出席者

(1) 委員

1 番委員長	谷 智 子
2 番委員	山 本 和 正
3 番委員	西 森 やよい
4 番委員	野 並 誠 二
5 番教育長	松 原 和 廣

(2) 事務局

教育次長	土 居 英 一
教育次長	橋 本 和 明
教育政策課長	高 岡 幸 史
学校教育課長	野 村 能 教
生涯学習課長（参事）	吉 野 晴 喜
市民図書館長（参事）	貞 廣 岳 士
教育政策課教育企画監	和 田 広 信
教育政策課長補佐	宮 田 小 町
学校教育課指導主幹	竹 村 晃
教育研究所指導主事	萩 森 司
教育政策課総務担当係長	吉 本 忠 邦
教育政策課主任	横 田 由紀子

1 平成27年7月24日(金) 午後3時00分～午後4時15分 (たかじょう庁舎5階北会議室)

2 議事内容

開会 午後3時00分

谷委員長

ただいまから、第1150回高知市教育委員会7月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は野並委員、お願いいたします。

野並委員

はい。

谷委員長

それでは、議案審査に移ります。日程第2 市教委第49号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課の吉野でございます。よろしくお願いいたします。

高知市青年センター条例第21条に定めます高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について、ご説明をさせていただきます。

運営委員会は、青年センターの運営に関して、教育委員会の諮問に応じるとともに、各種事業の企画及び実施について、教育委員会に対して意見を述べることができます。定数は10名以内で、任期は2年でございます。2ページになりますが、今回、任期満了に伴うことから、新たに委嘱を行うものです。

3ページの名簿をご覧ください。委員9名のうち5名が新任でございます。各委員とも所属するそれぞれの団体からの推薦による交代でございます。現在は、9名の委員中3名の方が女性でありますので、委員会におきます女性の比率は約33%となっております。以上でございます。

谷委員長

この件に関して、質疑はありますか。

山本委員

5番の横田さんと6番の竹崎さんは同じ所属団体になっていますが、これは間違いはないですか。

生涯学習課長

これは、小中学校それぞれの校長先生ということで、校長会という名称としては同じになっております。

山本委員

はい、分かりました。

松原教育長

校長から二人出すようになっているわけですか。

生涯学習課長

はい、そうです。

西森委員

竹崎先生は今、注目のところにおられて、お忙しい方だと思いますが、やはり、こういう場面でもご活躍いただきたいということですか。

生涯学習課長

はい、実は、私どもに選択の権限がございません。校長会からの推薦ですので、校長会の中で、決まったものです。

西森委員

わかりました。

谷委員長

他にありませんか。いいですか。

委員一同

————— 【な し】 —————

谷委員長

それでは他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第49号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第49号は原案のとおり決しました。

この後の市教委第50号から市教委第52号までの案件の審議内容は、8月末までの間、非公開といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷委員長

それでは、日程第3 市教委第50号「平成28年度使用高等学校用教科書の採択について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の野村でございます。平成28年度に高知商業高等学校で使用する教科書採択について、説明をさせていただきます。資料としましては、ホッチキス止めの2枚の資料、「平成28年度使用高等学校用教科書（案）」と、A4横版の「平成28年度使用高等学校教科書採択資料」、この2つを資料として説明させていただきます。

まず、高等学校で使用する教科書の採択の方法につきましては、小中学校における採択方法とは異なり、教科書無償措置法による法律上の具体的な定めはなく、各学校の実態に即して、各学校が採択委員会を組織し、作成した採択案を教育委員会の職務権限によって教育委員会で決定することになります。

まず、ホッチキス止めの2枚の資料、「平成28年度使用高等学校用教科書（案）」をご覧ください。網掛けでお示しをしているものが、28年度に新たに採択しようとするものでございます。1枚目のほうが、全日制のものでございます。数学Ⅰ、数学A、生物でございます。それから、2枚目の中程から下が、定時制の政治経済、経済活動、原価計算ということになります。

28年度は、定時制の4年生が、現行の指導要領の適用を受けることから、この3教科が新たな教科書となり、全日制が、先ほど申し上げました3教科で、教科書を変更しております。それ以外は昨年と同じ教科書を使用するものです。この案につきましては、A4横版資料、1ページ、2ページにありますが、教育課程表から履修する科目に応じた教科書を採択することになります。

この教科書は、文部科学省の検定済の教科書、または文部科学省著作教科書を記した教科書目録の中から採択されたものでございます。この採択方法につきましては、教科書の発行者から送られ

てきました見本本を、各教科担当で採択委員会を開き、意見を集約し、選定理由を付して取りまとめしております。

28年度に新たに使用するもの、また、使用を変更するものとして、全日制3点、定時制3点の計6点の新しい教科書の使用を予定しております。その選定理由を、資料3ページよりお示しをしております。今、申し上げた変更のところは、左側に三角印を、まず4ページに付しております。それから新規のものにつきましては、9ページ、10ページに丸印を載せておりますのでご覧いただきたいと思っております。

以上の理由によりまして、6点の新しい教科書を含めて28年度の使用を予定している全日制で54点、定時制で23点の教科書採択につきまして、検討の上、採択決定の方をお願いしたいと思います。以上でございます。

谷委員長

この件に関して質疑等ありませんか。

西森委員

横資料の4ページの網掛け部分、数学Iとか数学Aの理由を拝見しておりますと、学力が大分上がってきているというような記載があるようで、結構なことかと思えますけど、何か工夫があったのでしょうか。

竹村学校教育課指導主幹

学校教育課竹村です。学力が上がっておれば、本当に嬉しい限りでございますけれども、スポーツマネジメント科と社会マネジメントコースで同じ教科書を使用しておりましたが、やはり多少進路が変わってまいりますので、今回、その進路に合わせた形で、分けたということになります。

西森委員

何か両方とも、生徒の学力も高くなってきたため、次年度からやや難易度の高いものを採用するとか書いていますが、そういうことでよろしいですか。

竹村学校教育課指導主幹

確かに、進学実績といたしまして、昨年度は、国公立大学に27名ということで過去最高の実績が上がってまいりました。総合マネジメント学科における特進コースの設置をして進学の方に力を入れて取り組んでいるところでございます。それで、今後のセンター試験の対応ということも合わせて、コースにより教科書を変えていくということでございます。

西森委員

はい、分かりました。

松原教育長

難易度が高いなどというのはおかしいのではないですか。例えば、大学受験していくためには、これが望ましいということで教科書を選んでいるのであって、教科書には、難易度はないのではないですか。

竹村学校教育課指導主幹

学校教育課の竹村です。そういったものはございませんが、いわゆる進学校で取り扱われている教科書、また、高知商業高校は専門高校でございますので、職業高校等で扱われているもの、また、普通高校においても、教育的に困難を期す学校もございませけれども、そういった学校の実態により扱われる教科書は、異なってまいります。難易度とは言いませんけれども、その進学校で扱っているものなどは、いわゆるセンター試験に対応が効く範囲の幅の広い教科書となっております。

また、教科書A、Bがございませけれども、2単位で履修するAと4単位で履修するBということで、かなり習熟の幅もございませ。そういったところでの違いがあると思っております。

松原教育長

だから、難易度というよりも、国立大学に対応したような形で教科書を選ぶのか、例えば専門高校として数学などはあまり受験しないということで選ぶのかによって、多少違うという問題はあるけれど、難易度という言葉はあまり使わない方がいいという感じがします。

数学Bというのもあるのですか。

竹村学校教育課指導主幹

あります。

松原教育長

今、どうか分かりませんが、昔はBの場合は、理科系などといって、Aは文化系で易しいというか、そういうことはあったと思います。

谷委員長

この選定理由というのは、修正できますか。

竹村学校教育課指導主幹

検討委員会の方に諮らせていただいて、修正はできます。

谷委員長

難易度という表現をちょっと変えてもいいのではないですか。

松原教育長

異議はございません。

谷委員長

他にはありませんか、いいですか。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

谷委員長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 50 号「平成 28 年度使用高等学校用教科書の採択について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 50 号は原案のとおり決しました。

次に日程第 4 市教委第 51 号「平成 28 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第 9 条の規定に基づく一般図書の採択について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の野村です。お手元の「「学校教育法附則第 9 条による教科用図書」について」という資料を、ご覧いただきたいと思います。初めに「学校教育法附則第 9 条による教科用図書」について説明をいたします。学校教育法第 34 条第 1 項には、小学校においては、文部科学省の検定を受けた教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと定められており、この規定は中学校及び特別支援学校にも準用されます。

しかし、特別支援学級や特別支援学校において用いるための検定済教科書は、現在、発行されておりません。また、文部科学省が、文部科学省著作教科書を編集、発行していますが、その種類は、国語、算数、数学、音楽のみに限られております。

そこで、特別支援学級及び特別支援学校においては、学校教育法附則第 9 条の規定により、検定済教科書や文部科学省著作教科書以外の著書を教科書として使用することができることになって

おりまして、この図書を通称9条図書と呼んでおります。この9条図書は、検定済図書では、子どもの学習に適切ではないという場合に使用するものですので、これを用いる場合には、検定済教科書の支給を受けずに、代わりに9条図書の支給を受けるということとなります。

なお、この9条図書は、検定済教科書と同様に無償で給与され、支給された図書は子ども個人のものとなります。また、9条図書は検定済教科書のように用いて、授業を行うというものですが、子どもの学習活動を発展、拡大させていくための一つの題材として、活用されることが多いものがございます。

特別支援学級及び特別支援学校におきましては、各教科等に渡る内容を、総合的に学習することが多くございますが、9条図書は、こうした学習活動に対する子どもたちの意欲を引き出したり、劇や物作りなどへの活動へ発展、拡大させていくための題材として活用したりすることが多くなっております。

次に、9条図書の採択について説明をさせていただきます。お手元の資料の1枚目の裏面をご覧ください。平成28年度以降用の教科書調査研究を進めまして、本日は9冊の審議をお願いすることになっております。

9条図書は、平成15年度以降採択された図書を、順次追加していくようにしていただいております。今年度は391冊の一般図書の中から選べるということになっております。検定済教科書の採択とは異なり、連動して順次図書を追加しておりますのは、できるだけ広い選択肢の中から、子どもたちの実態に応じて、より良い図書を選択できるようにするためでございます。

お手元の資料の2ページをお開きください。この2ページには、本日ご審議をいただきたい9冊の一覧でございます。3ページ以降につきましては、この9冊の本の内容構成や印刷、表現、価格等を調査研究した結果でございます。お手元に9冊の見本の本を用意してございますので、ご覧いただければと思います。この9冊についての採択について、ご審議をお願いしたいと思います。

なお、資料の後半には、平成27年度の高知市立小・中特別支援学級及び高知特別支援学校における学校教育法第9条の規定による一般図書一覧を選定してございますので、併せてご覧いただきたいと思っております。9条図書の説明は以上でございます。審議の程よろしくお願いいたします。

谷委員長

この件に関して、質疑等お願いします。

西森委員

3番の「もじ・ことば11はじめてのかん字」ですけど、これは、この1ページの選定基準の3の(2)の「問題集等は、適切ではない」のは該当しないということでしょうか。

萩森教育研究所指導主事

教育研究所の萩森です。その本は、ドリル的なものになっておりますけれども、書くことによって、文章を覚えたり、読んだりする子どもにとっては、それが本の代わりになり、高知特別支援学校の1年生から中学生くらいまでの範囲ですので、中には文字とか、文章的なものの入力がかちょっと難しいお子さんが、絵を見ながらちょっと書くことによって、声に出して読むという形なので、そのドリル的なものにちょっと考えられますけど、読んだり、絵を見て言葉を覚えたりという形で使ってもらうので、幅広い選択の意味で、出させていただきます。

西森委員

何年前かに、その選定基準に該当するのかどうかというので、しきりに議論があったものがあったと思います。本当に幅広く、やはりできればいろいろな中から選択していただけるのがいいというのは、もう重々承知しておりますが、されどやはり選定基準は満たさないといけないところで、非常に悩ましい思いをしたことが何年前かにございまして、今回、事前に選定、支援教育班の方で選んでいただいている中では、これは問題集ということで、これに該当する可能性がないかということの議論はされていますか。

萩森教育研究所指導主事

教育研究所の萩森です。よくそういうものが毎年1冊くらいは出てくるのですが、先ほど説明させていただきましたように、幅広い子どもに、もう少し、それから読み、特に読みの部分で、一緒に併せて覚えていくということで、そういう本も今の流れの中でも少し出てきておりますので、そういうところで、今回上げさせていただいております。

西森委員

はい、分かりました。

松原教育長

この選定基準は、どこで決めた選定基準ですか。

萩森教育研究所指導主事

これは、文部科学省の9条図書の選定基準と県の選定基準を参考にさせていただき、高知市が決めております。

松原教育長

高知市が、作っているということ。そしたら、やはり、ちょっとそういうドリル的なものも、例えば教科書として扱うということであれば、選定基準からいったら扱うことがちょっとおかしいという状況が出てくるとは思いますが、それでも、やはり選定基準をそれでも選定できるような形にしておいた方がいいという感じがしますがどうでしょうか。

萩森教育研究所指導主事

また、このような教科書が、これから増えてくるようなことが予想されますので、一つ選定基準に関しては、またこれからも検討していきたいとは思っております。

西森委員

同じ流れになろうかと思いますが、(4)の方も、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型とかいって、ただちょっと古いのか、DVDが無くて、ビデオテープになっておりますが、ただ、これも、ちょっと下手をすると、選択の幅を狭めかねないと思います。で、今回出てきている6番ですとか3番ですとかいうのは、あくまで補助教材として、どうもDVDとか、CDということも、教材として位置付けていますが、本としても十分楽しめそうなものなので、多分そんなにこの4番に該当するということではないのでしょうかと思いますが、図書としての体裁はなしていると思うので、その辺も合わせて、総合的に見直していただけたらと思います。

松原教育長

この選定基準を、その時の担当者の裁量で、変わったりするようなことにならないように、担当が代わっても裁量する方向性は、全部一緒だというのが一番いいのではないかという感じがします。

萩森教育研究所指導主事

はい。

谷委員長

他に、何かありませんか。

教科書の代わりということになるわけですね。

萩森教育研究所指導主事

そうです。

谷委員長

この「ごちゃまぜカメレオン」は、本当に、小学校の低学年というよりも、就学前から楽しめるような感じがしますが、その教科書という意味というか、学習指導要領に示された教科の目標、内容に合っていること、教育課程に適合した教材として、特性が明確であることというところでは、どう位置付けますか。

萩森教育研究所指導主事

「ごちゃまぜカメレオン」は、国語的な読みを楽しむこともできますし、本当に特別支援学校のお子さんというのは、文章は難しいけれども、その言葉を読んでもらいながら、カメレオンの色とかを考えたりするところでは、国語的なものとして扱うこともできると思います。

その辺については、いろんな幅を持っていただきたいので、特に重度な知的な遅れがあるお子さんというのは、そういった意味で、ちょっと幅の広い、特に表現的な目で、こういういろいろと楽しめるといえるところは、文章が入るよりは、目に入りやすいお子さんもいらっしゃいますので、そういった部分で、国語的なもので扱うこともできると思います。

谷委員長

この「あーとぶっく ひらめき 美術館第2館」は、ものすごくいいと思います。想像力も働かすこともできるし、いろいろな美術の鑑賞もできるし、ものすごく選定としては、私は素晴らしい選定だと思いました。

「ごちゃまぜカメレオン」については、ちょっとすっきりしないですけど、解説を読んでも、イラストが楽しいとか、そんなことが書いてあるのですが、それなりの理由があるのでしょうか。

松原教育長

これは、現場の先生方の意見聴取というか、これを9条図書として欲しいという要望があって9冊は出てきているわけですか。

萩森教育研究所指導主事

はい、そうです。

松原教育長

多様な子どもが使うので、現場の子どもたちの状況を一番知っている先生方が、これを教科書として使いたいということであれば、やはり認めていくということが大事ではないかという感じがします。

西森委員

やはり選定基準を見直すべき時期に来ているのだろうという話だと思っていまして、今回は、そういう意味では、ちょっと注釈付きでないと、この選定基準に反しないということを説明できないものが、いくつかあるような感じがします。だから、そういう意味では、基本的には認めていくという方向性でしょうけれども、無条件に選定基準には問題がないので、あとは、適否の問題であるということではなくて、やや疑問なしとしないが、こういった点で説明が十分できるので、構わないのであろうというような感じであれば、賛成できるのではというのが、いくつかあります。

だから、先ほどの漢字の3番のものにつきましても、一見、問題集のように見えるが、そうではなくて、図書の目的で使うと、特に、あくまでも補助的な意味合いであるということであれば、分かるのかと思いますし、この2番の地球というのも、わざわざこども図鑑と書いていますので、そうすると3の(2)の「特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱ってない参考書類的図鑑類は適切でない」に、やはり引っ掛かってしまうと思います。

ただ、今拝見してましたら、地球という切り口をもとに理科の教科書に取り上げられているいろいろな植物に関するもの、いろいろなことが書かれているように感じましたので、これもそういう意味では、必ずしもここには該当しないだろうと思いますし、また、谷委員長が言われた「ごちゃまぜカメレオン」も、美術と国語と両方使えるということなのかも分かりませんが、注釈が必要になるものがある感じがいたします。

谷委員長

そのとおりだと思います。選定基準を整理していただいたらと思います。

今回は、他にございませんか。

委員一同

【なし】

谷委員長

では、重要な事項が話されましたので、今後、よろしく申し上げます。それでは、採決に移ります。市教委第51号「平成28年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【はい】

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第51号は、原案のとおり決しました。次に、日程第5市教委第52号「平成28年度使用高知地区中学校教科用図書の採択について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の野村でございます。お手元の厚めの資料で、委員長がお示しいただいた教材の資料をご覧ください。まず、1ページをご覧くださいと思います。本条の教科書採択でございます。6月23日に調査研究委員会から報告を受けた教科用テキストの採択協議会が3種目選定をしまして、7月14日に教育委員会の方に答申をいただいております。

2ページの方が、今年度の中学校教科用図書の調査方針でございます。3ページが、今回調査研究を行いました中学校の教科用図書の一覧になってございます。今回、調査研究、採択の対象となります教科書は、9教科15種目、19社66種、129点でございます。

次に、4ページの方をご覧ください。これは現在、高知県内の公立小・中学校で使用しております教科書の一覧でございます。それぞれの採択基準ごとに、出版社名が記載をされておるところでございます。

次に、5ページは、本日の定例教育委員会に先立ちまして、先ほど申し上げましたように、採択協議会の岡林会長から教育委員会へ提出された答申でございます。この採択協議会からの答申でございますが、9教科15種目につきまして、先ほどの調査研究方針に基づき、種目ごとに3種ずつ選定をしております。

6ページをご覧ください。これは、国語でございますが、選定をされた3種に共通する特徴が記載をされております。以下、同様に各種目の共通する特徴が記載をされておるところでございます。この採択協議会の役割は、種目ごとに3種を選定することでございますので、その3種の評価や順位性については、記載をしております。ただ、地図、音楽は、もともと2社のみ、技術、家庭は、3社のみ発行となっております。採択協議会におきましても、今回、その全てがふさわしいものとして選定をされております。

この後、担当の方から説明をさせていただきますが、選定された3社又は2社の特徴をまとめたものでございます。全てを網羅して説明することは難しいわけですが、採択していただくための重要な資料となりますので、お聞きいただきたいと思います。また、どの教科書も、国の検定を通過しております。それぞれ特徴がございます。部分的な比較をした場合に、ある部分ではA社が、他の部分ではB社が優位にあるといったこともございます。

しかしながら、採択協議会の前段に行われました調査研究委員会の報告及びその報告を受けて採択されましたお手元の採択協議会の資料を元に、大筋の総合的な判断では、一致をしておるところでございます。

どちらも高知地区の調査研究方針に基づき、高知市の中学校で使用する教科書として適正と思われる内容を調査したものでございます。こうした点につきましても検討いただき、種目ごとに1種ずつ採択をしていただきますようお願いをいたします。以上でございます。

谷委員長

この件に関して、今出す質疑等はありませんか。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

谷委員長

この案件については、本日の教育委員会のみで結論を出すのは難しいと思いますので、次回の教育委員会までに資料に目を通して、その上で結論を出してはどうかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

谷委員長

それでは市教委第52号「平成28年度使用高知地区中学校教科用図書採択について」は、継続審議といたします。それまでに、資料にお目通しを下さるようお願いします。

秘密会を解きます。

続いて、報告事項です。まず、「高知市立小・中学校の今後の在り方に関する検討委員会委員の委嘱について」、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の野村でございます。お手元に、高知市立小・中学校の今後の在り方に関する検討委員会名簿というのが、1枚目にありますホッチキス止めで、3枚の資料をご覧いただきたいと思っております。その資料の3ページ、2枚目になりますけれども、この検討委員会の条例をお示ししました。本年4月1日に条例を公布したところでございまして、高知市条例第80号の高知市立小・中学校の今後の在り方に関する検討に関する条例でございます。

この条例は、本市における小・中学校の今後の在り方について調査検討するためにこの検討委員会を置くということでございます。

所掌事項としましては、小・中学校の通学区域の在り方に関する検討に関する事項、前号に掲げるものの他、小・中学校の今後の在り方について教育委員会が必要と認める事項ということになっております。委員につきましては、第3条で教育委員会が必要と認める委員15人以内をもって組織をするということでございます。なお、第7条で、ワーキンググループを置くことができるということで、教育委員会事務局職員から、教育委員会が任命することになっております。

本来としては、この教育委員会での委員につきましては、先ほどの青年センター運営委員委嘱についてと同様にお諮りしてから、この検討委員会を開催すべきところでしたが、実は昨日この第1回目の検討委員会を開催いたしました。それで報告ということで申し上げたいと思うところがございます。

1ページをご覧ください。この15名がこの検討委員の一覧でございます。行政部署、そして学識経験者として、高知大の13番の柳林先生にこの会の委員長をしていただくことになりました。それから、前教育委員長の門田佐智子委員も学識経験者として入っていただいております。その他に、小・中学校のPTA連合会、高知市青少年育成協議会、高知市町内会連合会等、地域、保護者の代表の方にも入っていただいております。

2ページの方が、先ほど条例で申し上げましたこの原案作りのためのワーキンググループの7名の委員でございます。資料の最後のページをご覧ください。昨日、検討委員会の方でお示しをいたしましたこの検討委員会の基本的な考え方をまとめたものでございます。この検討委員会につきまして

は、本市における今後の児童・生徒数の減少傾向に対するために、小・中学校の通学区域等の見直しを通じた学校規模の検討、そして、教育の質的向上を図るための方策について、総合的な視点で、小中学校の在り方を検討するという目的で、この検討を進めることにいたしました。

具体的な検討項目につきましては、2の項に①から④まで示しております。大きな柱としましては、特に、小学校で児童生徒数に多い、少ないがあるところ、つまり通学区域を見直して、適正規模、また図れる可能性がないのかどうか、すべての小学校で見直しをしてみたいというのが大きな1つの柱でございます。

2つ目には、学校を地域コミュニティの核として位置付けるというようなところで、今後の在り方としてコミュニティスクール、学校・地域支援、小中一貫教育等の新しい制度を取り入れることです。

そして、小規模校対策、特認校制度等の学校選択が可能となる制度の検討ということで、計5回の検討委員会を経まして、各検討委員会のまとめをしたいと考えておるところでございます。以上でございます。

谷委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

松原教育長

この回に似たような会を、ずっと今まで何回もやってきたわけですけども、その今までの会と今回のどこがどう違うかと言ったら、今までは、段々小規模校が出てくると、それを統合したりあるいは、廃校にしたりすることの提言が、ずっとなされてきた。

今回は、そうではなくて、要は、そういう統合とか、廃校を作らないために校区を動かして、地域を活性化するような方策がないかということが、今回の大きな設置した理由ということになるかと思えます。だから、地域の中で一つの学校がなくなるということは、本当に寂しい状況になってきますし、地域コミュニティという考え方からすると、それは避けたいということです。だから教育委員会として、最大限努力をして、それでなおかつ統合せざるを得ないような状況になれば別でしょうけども、我々として努力をしっかりとやっていく必要があるのではないかというのが、この会を立ち上げたひとつの大きな理由ということになるかと思えます。

西森委員

やはり結論的な提言内容としたら、それなりに市民全体を巻き込んだ議論が起きる可能性もあるということですね。

松原教育長

そうなります。

西森委員

本当に統廃合ということでないということであれば、どちらかという悲観的な結論ではないだろうとは思います。

松原教育長

全体的に子どもは減っているけれども、近隣の学校で、ある学校は子どもが増え、ある学校はどんどん減っている。そうなってきたら、増えたからといって、これから先新しい学校を作るという発想はなかなか難しくなってくるわけです。

やはり適正規模に両方をしていくという形を作っていく必要があるのかと思えます。そういうことで、校区そのものの再編成みたいなものも大きな課題になる可能性というのは十分あるという感じですね。多様ないろんな意見が出る可能性もあると思えます。

野並委員

例えば、医療では、今は、地域包括ケアとかいうようなことを言っています。そういうのも実は中学校区を一つの塊として動いているところがありますので、影響力というのは、教育の部分だけ

でない、社会的なものも持っているということを前提に決めていかれたらいいと思います。コミュニティというのが、影響がそちらの方にもあるということを前提に、ということです。

西森委員

先ほどこのメンバーを拝見したのですが、健康福祉部の方とか、あと、総務部総合政策課の方とか、防災対策部の方とか、当然、地域コミュニティ推進課とかやはりそういう市民生活全般に大きな影響を及ぼす可能性があるという視点で構成されていると思います。

これを最初に見させていただいたときは、統廃合かと思ったんですが、今のご説明を聞いて非常に前向きなお話だと思って、私はありがたく感じました。

山本委員

先ほど、言われた意見と似ているのですが、全体的に校区が変わるということは、生活感も変わるということも拭えないことであって、その辺が、例えばこういう案が出てから、そこまで移行する間、うまくいくような形で進めていくためには何をすべきかというのは、十分検討していかないと、ある意味、居住地を変更するというのは、なかなか、校区が変わったからという、いろんな利害関係とか、生活観が変わってくるという大きな環境変化ということになるとと思いますので、対応していくためにも、慎重な議論が必要だと思います。

松原教育長

これから子どもたちがどんどん減っていく10年間とか20年間というスパンのなかで、例えば子どもが減って、場合によったら、普通の学校が例えば複式学級にせざるを得ないような状況になって、一方で、隣の学校はどんどん増えているというような状況になった時に、やはりなかなか同意を得ることは難しいかも知れないけれども、あえてやはりそれは、こういう校区を変えることによって、両方が適正規模にしていくということというのは、すごく大事な問題だろうと思うので、それは熱く語っていかないといけない問題ではないかと思います。

谷委員長

だから、まず前面に学校存続ということを掲げてやるわけですから、その点はいいい方向で議論されると思います。小規模校の良さも大事にしていかなければいけないし、それについても検討するというところでいいと思います。私は、問題は通学区域を見直し、ということ、ワーキンググループもあるわけですが、この5回でどこまで、どの程度するかということが大事だと思います。

一つ、やはり、この校区のこの地域を別の校区にするというようなところまでは至らないと思います。だから、どこまでこの5回でやるのか、その後どう動いていくのかという見通しはどんな感じですか。

学校教育課長

学校教育課の野村です。昨日の1回目の会議の中でも、町内会の連合会の代表の方も出ておられて、いわゆる学校区と行政区分との違いもあって、そういうところの見直しというところのご意見もいただいたのですが、とても5回の会でそういうところまでは至りません。

基本的には、小中学校区を第1にして適正規模化とすることです。ここでいう適正規模化というのは、一定、小学校であれば1つの学年が2学級以上、いわゆる国の方は、標準的な規模を12～18学級と示しています。

ですから、そういう適正規模ということ、通学区域を動かすことによってどういう可能性が考えられるかということになります。そうした中で、そこには通学区域を変更した場合に当然課題が出てまいります。例えば地域コミュニティであるとか、地域防災であるとか、それからそこに通うお子さんは小学6年間であるけど、その地域に住む方にとっては、ずっとこれまでは、A小学校の組織の中にいたのが、B小学校に変わるということについては、かなり違和感、抵抗も出てくるのではないかと思います。そうした課題、配慮事項というようなところも、この検討委員会で一定、洗い出してまとめていきたいと思っています。

だから、ここをこのようにしましょうという結論ということ、それをこの報告書を元に、具体的に、次のステップとしては、教育委員会として、例えば、この校区について、少し通学区域を具体的にこう動かして適正規模化を進めていこうというものです。

その前段のすべての、一部の学校ではありませんので、すべての小学校、中学校区でそういう可能性があるのか、ないのか、こうしてみたらこういう規模になったというのを、一定の将来の児童・生徒推計を見ながらまとめていきたいと思います。

谷委員長

わかりました。

松原教育長

問題の洗い出しをしっかりとっておいて、その問題点を克服するためには、どういったことが考えられるのかということが書かれて、その課題を教育委員会が順位性をつけて、一つ一つやっていくというように、将来的にはなるのだろうと思います。

谷委員長

私は、これはやらなくてはいけないというか、やはりやるべき、取り組むべき重要な問題であると、自分が現場にいて、校長をやっていた時もすごく感じました。一方で、その難しさもものすごく思います。

松原教育長

これも就学前教育と一緒に、総論賛成、各論賛成、実施困難ということです。皆、理屈ではわかっているが、実際やるとなると、なかなか難しいということらしいです。

谷委員長

やる方向でなくてはいけないことだろうとは思いますが。慎重にもしないといけないと思いますが、この5回で、まず、今、教育長さんもおっしゃったような問題の洗い出しとか、取組の方向とかがきっちりまとめられて、次のステップの動きがスムーズにいけるような内容にしなければいけないと思います。大変ですけど、是非、よろしくお願ひしたいと思いますが、よろしいですか。

委員一同

————— 【な し】 —————

谷委員長

ありがとうございました。

次に、「高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校選定審査会について」、事務局の説明をお願いします。

教育政策課教育企画監

教育政策課の和田でございます。それでは、高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校の選定をしたことについて、報告をさせていただきます。お手元の資料3枚綴りのA4冊子の方をご覧ください。まず、事業概要ですけれども、この事業につきましては、昨年12月、「地方創生に向けた提言骨子」に基づきまして20に及ぶ政策提言を掲げました。その中で、「学校を拠点としたまちづくりの推進のための財政支援制度の充実」に関連した事業であります。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型によるものでして、これは国の交付金でございます。

具体的には、地域と連携した活動や取組、地域人材を活用した活動や取組等を通して、さらに特色ある学校づくり、そして今まで以上に、地域との連携の推進及びさらなる地域の活性化につなげていこうということで、一校あたり100万円を上限としまして、総額200万円の配当金額といった事業費でございます。

続きまして、2番のこれまでの経過及び今後のスケジュールですけれども、この年度の4月10日の校長会にて、事業を説明させていただきました。5月22日に事業を計画しての提出締め切り

を受けまして、小学校 11 校、中学校 5 校から報告がございました。その後、議会を経まして、審査会の条例が公布の日に、事業実施校の選定審査会を行いまして、この審査会の中で、小学校 6 校、中学校 4 校を選定させていただきました。後ほど、詳細を説明します。

そして、先日、この決定通知文書を送付し、そして 7 月中には、各選定された学校には、事業費を配分するといった流れになっております。そして、来年になりますけれども、報告会を実施するとともに、実績報告書を提出していただくといった流れとなっております。

3 番の審査委員ですけれども、本来であれば教育委員会にお諮りしてということになりますけれども、教育長専決によりまして、審査会の委員を決めさせていただきました。5 名の方ですけれども、名簿の備考欄に、委員がどのような分野からの選出になるかを書いてございます。学識経験者として岡谷教授、民間団体又は住民代表として高橋幹博さん、高知市立学校児童又は生徒の代表として、高知市小中学校 P T A 連合会副会長の前田修一さん、そして教育委員会の事務局職員 2 名から教育次長の土居次長、そして野村学校教育課長といった 5 人で審査をさせていただきました。

そして、4 番、5 番に、審査基準、審査項目というのを設けておりまして、2 ページ目をご覧ください。このような形で、100 点満点として採点していただきまして、審査会を開いたところでございます。

7 番目に、新聞記事としまして、「予算獲得へ向けて校長熱弁」といったタイトルで、本当に 16 名の全ての校長先生方が、このようにしたわけですが、本当に学校とか、地域の課題を元に、学校独自の取組あるいは今後の学校のビジョンについてすごく熱く語って、我々事務局側としても非常に大変感動したというところで、今後も機会を多く持てるようなことが重要ではないかと感じたところです。

そして最終ページをご覧ください。この審査会で今年度実施校として選定された学校、そして当日のプレゼン内容、そして事業費配当金額を一覧表にしました。

城西中学校が、200 万円のうち 50 万円、4 分の 1 を獲得しました。防災、観光、道德といった三本柱を基に、地域と連動しながらそういった教育を進めていくということです。布師田小学校につきましては、地域で連携して、スポ育プロジェクトといったものを立ち上げて、体力面の充実を図っていくということになります。横浜中学校は、これまでのボランティアの地域貢献活動をさらに進化していこうといったもので、一ツ橋小学校につきましては、4 年生が主になりますけれども、学校への思い出を作るといったあたりで、地域の方ともつながりながら事業を展開していくということです。愛宕中学校も、横浜中学校と同様に、愛宕の商店街の活性化プロジェクトといったものをひとつの大きな柱として展開しております。朝倉小学校は、地域に高知大がありますので、そういった大学生と連携して学習支援、学力向上をめざしていこうといった事業になっています。一宮中学校も、これまでも地域と連携した活動とか行事に取り組むとかはありますが、それも進達していこうといったことです。久重小学校につきましては、地域内にいわゆる外国人の方とか地域住民の方と一緒に英語が得意な方がいるということで、外国語活動に積極的に取り組んでいこうといった内容でございます。初月小学校は、食文化の継承といったことで、例えば、皿鉢料理といった郷土料理を子どもたちに伝えていこうという内容です。そして最後ですが、秦小学校につきましては、これまでの地域とのつながりをより一層活性化させるためにといった形で、行っていくということです。以上 10 校ですけれども、200 万円の配分をさせていただきました。少し長くなりましたが、以上で報告を終わります。

谷委員長

ありがとうございました。この件について質疑等ございませんか。

選考からもれた 6 校の取組等、なぜもれたのかについては、どのような感じですか。

教育政策課教育企画監

やはり、まずは、やはり審査基準に照らした時に、地域とのつながりが弱いでありますとか、活動状況が少し弱いとかいった判断が、この審査項目、特に取組内容とか成果に対して、配点が20点となっておりますけども、そういった辺りで、少し点差があったといったこととかがありました。

なお、補足ですけども、これは単年度事業でございまして、来年度以降は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に組み込みまして、来年度も是非継続していきたいというように考えておりまして、予算も倍増するようになろうかと思っています。教育長の方からは、校長会で、全部の校長に応募をするよう激励があったところです。

谷委員長

結構、やる気があって手を挙げている学校には、何らかの形でお応えして上げたいと思います。

教育政策課教育企画監

校長裁量予算ということもあります。

谷委員長

こういう予算は少ないと思いますが、こういう予算は本当に学校がやる気を持ってやろうとするのでいいと思います。また、コミュニティスクールなどの地域とのつながりとかいうのも、大いに今後、取り入れてもらったらいいと思います。

西森委員

ちょっと質問ですけれども、50万円の配当となった宮田先生とこの城西中学校になりますけれども、この分は、宮田先生としたら、配当があろうとなかろうとやるということだったのですか。7月9日にも予定が入っているし、8月も入っていますよね。

教育政策課教育企画監

その詳細を申しますと、実は、7月9日というのは、たまたま文部科学省の方から、階上中学校とテレビ会議をやろうということで、文部科学省、総務省、復興庁からお声掛けがあって、たまたま7月9日にやりました。そういった中に、できたら初日は訪問して、やはり被災地教育というものを学んで、それを地域にも報告をしたいといったプランがありました。それまではなかったのですが、去年どおり城西龍馬新聞を発行すると、本年は三千部ということですけども、9月以降のことについては、また城西中学校は計画にありませんでした。たまたま、防災に関するテレビ会議があったことで、被災地教育といったことでここへつなげることができました。

西森委員

ここで発表するもの、プレゼンするものは、例えば、もう当校はこのようにやっておりますと、今後もやる予定です、つきましては、補助金をいただきたいというものでもいいし、これからやる予定のものだけを上げてもいいという、こういう感じですか。

教育政策課教育企画監

これまでの、多分地域との取組などをさらに進化させていきたいというのもありましたし、さらに補助金をいただきましたら、こういうプロジェクトでやっていきたいというのもありました。

西森委員

分かりました。

谷委員長

その他にはありませんか。よろしいですか。

野並委員

計画としては、単年度の計画が主になるわけですか。

中には、きっと代々つなげていきたいというような計画を出されるようなところも出てきて、つまり5年、10年とか掛けて、代々学年がずっと継続してやっていきたいというような計画も出てこようとは思いますが、それは扱いとしては、どのような扱いになるのですか。

教育政策課教育企画監

これは国の交付金であるということで、基本的には単年度ということで、なかなか継続的なことにつながらないというところは、校長先生方にはお話をさせていただいています。

西森委員

今回、事業費をもらって、最終的に事業報告はするわけでしょうけど、要するに、事業費を満額使いきるということはなかなか難しいと思います。逆に言えば足が出ることもあるだろうとは思いますが。いくつもの事業を掲げていらっしゃる場合に、50万円とか30万円の枠を獲得したら、この中だったら流用していいのか、その辺はどういうルールですか。

教育政策課教育企画監

現場では、7月の段階で、各節ごとに、科目ですけれども、各校から要望をいただいて、その節ごとに配当しておりますけれども、その節ごとの中では、何パーセントかのゆり動かしができるということですので、そのあたりは相談しながらになります。

西森委員

はい、分かりました。

山本委員

10校の中で、上が50万円配当されている学校と、10万円の学校とがあるのですが、そのあたりは、例えば、プレゼンの内容によったら上限というのはあるんですか。

教育政策課教育企画監

これは、そもそも予算書を上げてもらう段階で、各学校から50万円と出してきた学校もあるし、20万円と出してきた学校もありますので、特に、100万円ずつ出してきたということではなくて、学校でこれだけ欲しいというものを出していただき、さらに審査会で、例えば30万のところを15万くらいにして配当するという形でやらせていただきました。

200万でも、できるだけ多くの学校に分けたいというこちらの思いもありまして、100万円であれば2校しかできませんので、できるだけ多くの学校にするために配当しました。

谷委員長

本当に価値あるものになっていったらいいと思います。配当した後が大事で、どのようにやっていくかが大事だと思いますので、また十分ご審議いただいてやっていただくよう、よろしく願いしたいと思います。来年からも続くような内容ですので、なお、やはり審査の仕方であるとか、基準であるとか、また検討を重ねていかなければならないのではないかと思います。

松原教育長

決して平等に分けるつもりは全然ないです。とにかく、いいところには100万円が上限で、配当していいと思います。やる気がないところには、ゼロでいいと思います。そういうところは、厳しくやっていかないと、何もしなくとも、全部が10万円ずつ配当されるという雰囲気になってしまったらいけないと思います。

城西中学校も、人を派遣するだけというところもあって、評価も二分されるところもありますが、ただやる気があると、校長にはなんとしてもやりたいという校長の夢を買って、50万円配当したという状況です。この間の交流会もなかなか良かったです。

谷委員長

この間、テレビを見ましたが、小泉政務官にまで、評価していただきました。

松原教育長

国レベルからも、すごい評価をいただきました。

谷委員長

テレビで見てすごいと思いました。ということで、よろしいですか。

委員一同

【は い】

谷委員長

それではこの件については、以上で終わります。

次に、「高知市こども科学館（仮称）名称候補選定委員会委員の委嘱について」、事務局の説明をお願いします。

市民図書館長

市民図書館の貞廣でございます。（仮称）こども科学館の名称候補選定委員会委員の委嘱についてのご報告でございます。6月定例教育委員会の時に、条例についてはご審議していただきましたけれども、まだ条例が可決しておりませんでしたので、委員委嘱の議案ではなくて、委員長専決で委嘱したことの報告でございます。

決定については、8名となっております。岡山で実際、科学館を運営している方や県・市の教育次長、それからはりまや橋小学校のPTAの方、商店街の代表の方、それから子ども科学図書館の基本構想の検討委員会の元委員長、それから潮江にある高知市子ども科学図書館副館長で構成をされています。女性2名で、男女比率で言いますと、女性比率は25%となっております。

現状で言いますと、1,754の応募がっております。今後のスケジュール予定ですけれども、7月31日にこの選定委員会が開かれまして、4作品にしぼります。4作品にしぼった後、8月27日予定の教育委員会において、この4作品の中から最優秀をご審議していただく予定になっております。以上でございます。

谷委員長

この点について質疑等はございませんか。

委員一同

【な し】

谷委員長

次に、「新図書館等複合施設の整備について」、説明をお願いします。

市民図書館長

既に報道で、見ていただいたと思いますけれども、2枚目に新聞記事がありますけれども、県・市図書館2年遅れということになっておりますけれども、東洋ゴムの偽装の関係で、平成29年の夏に開館予定だったのが、1、2年遅れるというようなことの予定で、スケジュールが延期になっております。早くて、平成30年の夏に開館、若しくは2年遅れると平成31年というように、スケジュール的には変更を余儀なくされているという状況になっております。

2ページ目を見ていただいて、開館時期が延期を踏まえた取組ということで、これは県議会の総務委員会の資料でございますけれども、それをさらに新図書館開館時のサービスの充実に向けて、重点的に、積極的に取り組んでいくということで、文面を書いております。

また、先進図書館教育研修派遣ということも計画をされていて、候補地につきましても鳥取県図書館3か月派遣を県立図書館、市民図書館1名ずつ派遣をするかどうか、現在も行ってはいますが、高知医療センターの図書室の方に、1名を派遣しているところでございます。

そういったように、新図書館の課題解決支援型のサービスの充実に向けた研修も実施をして、新図書館に向けて重点的に取り組んでいきたいと思っております。

あと、県立図書館と市民図書館、一緒に仕事をするわけですので、相互派遣をしていくなど、新図書館で行うサービスを前倒して、改善をしていきなりしていきたいと思っております。

また、来年4月の予定になってはいますが、市庁舎建設の絡みで、今の市民図書館解体をしますので、それに向け、県立図書館にサポートもしていただいて、進めていきたいと思っております。以上でございます。

谷委員長

この件について、質疑等はありませんか。

西森委員

研修の充実と司書の専門性向上ということ、今お話いただいたところですけど、その他の開館時期の延期を踏まえた取組等ということで、この際、前向きに考えるしかないので、逆手にとって、せつかく準備期間が伸びたのだから、より専門性をもった司書をより多く養成しようという発想はございますか。

市民図書館長

開館が1年伸びたことによって、さらにサービスを開館時期に充実したいという思いで、さらに積極的に取り組んでいくということでございます。

谷委員長

他にはよろしいですか。

委員一同

_____ 【は い】 _____

谷委員長

それではこの件については、以上で終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時15分

署 名

委員長 _____

4番委員 _____